

新規就農者の経営発展に向けた 取組みを支援します！

A オーダーメイド型独立就農者支援事業

1 補助対象者

認定新規就農者であって、かつ人・農地プランの中心経営体である者

2 補助対象経費

- ・国や県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械等の取得に係る費用
- ・農業用機械免許等の取得に要する費用

3 補助率、補助上限額

補助率 1/2 以内、補助上限額50万円（補助対象経費上限額100万円）

B 農業機械・農業用ハウスリース支援事業

1 補助対象者

転入後10年を経過しないUIターン就農者で、認定新規就農者かつ人・農地プランの中心経営体である者

2 補助対象経費

農業用機械・農業用ハウスの賃借料年額

3 補助率、補助上限額

補助率 1/3 または 5万円のいずれか低い額

C 農地賃借料支援事業

1 補助対象者

転入後10年を経過しないUIターン就農者で、認定新規就農者かつ人・農地プランの中心経営体である者

2 補助対象経費

農地の賃借料年額

3 補助率、補助上限額

補助率 1/3 または 9万円のいずれか低い額

D 雇用就農者スキルアップ促進支援事業

1 補助対象者

農業法人、農事組合法人 等

2 補助対象経費

農業研修修了後5年を経過しない従業員又は構成員による農業用機械免許等の取得に要する費用

3 補助率、補助上限額

補助率 1/2 または 6万円のいずれか低い額

<募集期間>

令和6年8月30日（金）まで

※ 予算上限に達し次第、募集は締め切ります

<事業の流れ>

事前
相談

申請書
提出

交付決定

事業実施

実績報告

補助金
交付

鶴岡市役所農政課 TEL：0235-35-1295（直通）